

◆大雪災害を受けられた方への救済措置について◆

この度の大雪により被災されました方々には、心よりお見舞い申し上げます。

内閣府におきまして新潟県魚沼市に対し、災害救助法の適用がされています。(2022年12月23日時点)
該当市町村は下記よりご確認ください。(最新情報)

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

●受けられる制度

1、保険証を紛失した場合

- ・再交付を致します。健保までご連絡をお願い致します。
- ・医療機関の窓口で氏名、生年月日、事業所を申し出ることにより受診が可能です。

2、保険料の納付期限について

任意継続の方の納付期限を延長させていただきます。

3、給付金支給について

被保険者から傷病手当金等の給付金の申請があった場合、速やかに審査をし支給させていただきます。

ご不明な点がございましたら健保までご連絡を頂きます様、よろしくお願ひ致します。

連絡先電話番号 ①②に関するお問い合わせ⇒日産健保適用係: **045-461-2351**

③に関するお問い合わせ⇒日産健保給付係: **045-461-2352**